車体の形状	構造要件	留意事項
図書館車	図書館法第2条に規定する地方公共団体、日本赤十字	・積載する図書は、
	社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置する図	車両重量に含むも
	書館において、図書館法第3条第5号の自動車文庫を行	· のとする。
	うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構	
	造上の要件を満足しているものをいう。	員を算定しないも
	なお、用途区分通達4-1 (3) ②の規定は、本車体	, - 0
	の形状には適用しないものとする。	・地方公共団体、日
	1 図書を搭載するための専用の書棚を有すること。	本赤十字社が使用
	2 1の書棚は、図書が走行中の振動等により移動等す	
	ることがないような構造であること。	っては、その者が
	3 図書を閲覧するため及び図書館事務を行うための	
	机、椅子を有すること。	を委任状等の書面
	ただし、1の書棚が大部分を占めていることによ	
	り、図書を閲覧するため及び図書館事務を行うための	, - ,
	机、椅子を設けることができない場合にあっては、こ	
	の限りでない。	本赤十字社以外が
	4 図書を閲覧又は図書館事務を行う場所には、適当な	
	室内照明灯を有すること。	にあっては、当該
	5 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の	
	右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、	図書館法(昭和
	通路と連結されていること。ただし、利用者が車室外	
	からのみ利用する図書貸出し形態の構造のものにあっ	
	│ ては、この限りでない。 │ ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ	する一般社団法人 若しくは一般財団
	7 米障口は、有効幅300mm以上、かり、有効筒さ 1,600mm(イの規定において通路の有効高さを	
	1,000mm (年の規定において通路の有効同させ 1,200mmとすることができる場合は、1,200mm) 以上	. ,
	1,200回によることがくさる場合は、1,200回が 以上あること。	の提出を求めるも
		のとする。なお、
	有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(当該通	
	路に係る1及び3の設備の端部と乗降口との車両中	
	心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、	て道路運送車両法
	1,200mm) 以上あること。	第 71 条に規定す
	ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗	
	降口には、一段の高さが400mm(最下段の踏段にあ	
	っては、450mm) 以下の踏段を有するか又は踏台を	
	備えること。	当該書面の写し
	この場合における踏台は、走行中の振動等により	(地方公共団体、
	移動することがないよう所定の格納場所に確実に収	日本赤十字社が使
	納できる構造であること。	用者となる場合に
	エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであ	あっては、委任状
	ること。	等)の提出を求め
	オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降	確認を行うものと
	用取手及び照明灯を有すること。	する。
	6 物品積載設備を有していないこと。	